

「各論」色欲に耽る大名・酷評される大名

佐藤 宏之

はじめに

本稿は、色欲に耽る大名・酷評される大名を採りあげ、①諸大名の実態を行跡の中身、公儀勤め、世間あるいは後世の評判などをもとに、その人となりを比較・検討し、②男色・女色・少年愛の差異、あるいはその評価の差異を検討し、③以上の検討を通して容認される論理と容認されざる論理の抽出作業を行うことにしたい。

色欲に耽る大名・酷評される大名は三二名いる。本来であるならば、そのすべての大名を検討の俎上に載せるべきであるが、それは今後の課題とし、以下、特徴的である六大名を採りあげたい。なお、本稿の末に、採りあげた大名の「大名略歴および藩史略年表」(以下、年表と省略)を付けた。参照していただきたい。

23 佐竹石京大夫義処(出羽国秋田藩二〇万五八〇〇石)

佐竹義処は、「大名の気性にあらず」、「悪賢く、奸智の将なり」と評される。その理由として以下の三点が挙げられる。①「近年勝手不如意と称して、公儀音物を初として、内証の付届、悉く半分に減少す」と、財政難ということから、公儀への贈り物、賄賂を半分に減少していること。②「元来極めて恪・に、心ざしつましく卑劣なり」と、もともとけちで、志も儉約し、卑劣であること。③「女色を好み、弊多し」と、女色を好むため、支出が多いことである。

謳歌評説においても、以下の五点が挙げられている。①「文武両道を学ばざること、大いなる不足なり」と、そのために「政道自墮落に」なること、②「武道に心掛けなき故に、臣に武法武芸を励む者なし」と、武道は主将の家業で、それに疎いのは主将の器ではな

いということ、③「勝手不如意と称して、公儀の音物、内証の付届、先祖の法事、家士の宛行等まで、半分に減少する事は、心得難し」、④「天性格・なるは、是又大名に似合わざる事なり」、⑤「女色を好み、妾余多抱え置き、金銀を弊す事も不可なり」ということである。女色については、「女色に耽るを主将の失とすること、古今定りたることなり」と、むかしから決まっていることであると記す。また、「人を感し安き故に、古今これがために国家を失い、且つ身を滅ぼす」とし、「是に迷わざるを明将とし、是に溺れるを愚将という。程能き程に翫ぶを智将とす」と主将としての評価を記している。

以上のような評価のなか、つぎに藩政の実像を『秋田県史』(1)によって追ってみたい。延宝三年(一六七五)の調査によると、京都・江戸での借銀が一五六二貫余、国元秋田での借銀が三六六貫余で、合計一九二八貫余の借銀であった。それが延宝七年には二四七七貫余となり、翌年には四九四四貫余と急増している。年表によると、慶安三年に二〇〇〇軒を焼失する火事があり、明暦三年には江戸の大火によって藩の上屋敷が焼失し、寛文九年にも国元で火事がおこるなど、寛文一二年に義処が藩主に就任する以前から災害による財政圧迫の様子が知られる。それに対して、家中の衣装・進物・振舞等について手軽くすべきと命じ、領内一斉に本田一免、新田半免の臨時増税を行い、家臣の知行借上げを行う。延宝三年に久保田給人九分の一、在々給人は八分の一を借上げ、貞享二年に半免し、同四年には七〇石以上で遠路の勤役を行わない者、六〇石以上で領内の勤役を行わない者、病人・悴・在々給人などが一〇分の一の差上米などの臨時措置を行う。また、親類中および懇意の大名方への七か年の音信・贈答の廃止を策し、幕府の内諾を得て簡略の実施に踏み切っている。これと同時に並行に、延宝二年に一九六六軒、三二五軒を焼失する二度の火災によって財政が好転することがなかった。

秋田藩の財政は当初から鉾山および山林収入によるところが多く、新田開発も藩の手によって進められることが少なかった。そのため、鉾山収入の激減と蔵米の伸び悩みによる財政収入の減少傾向と、商

品貨幣経済の進展による支出の増加に対し、対応できなかったことが『土芥寇讎記』における評価につながっているものと推測される。

25 奥平美作守昌章（下野国宇都宮藩九万石）

奥平昌章は、「奸佞の悪将」と評される。その理由として、以下の三点が挙げられる。①「文武の両道ハ夢程モ知らず、行跡悪敷、男色女色ともに猥りに好み、河原者・野郎・若衆を招き集め、酒宴遊興終日夜もすがらなり」ということ、②「御旗本にて悪名を取りたる坂部三十郎如き動楽の波沙羅者ども、無二の朋友にて、毎度会合し、不埒を尽す」こと、③「上を学ぶ下にて、近臣皆文盲・不学にて、友々破家を尽す。外様者、是と心得て悉く放埒なり」ということである。なかでも、貞享四年の烏山城請取のさい、「人数の行列をだに知る人なく、新参の軽き奉公人福池某と云う者、少の武法の拾い学したる男を頼み、一切事、彼が下知に任す。是能人なき故と、世上指頭之笑い。」と、その作法を知る人がなく、新参者を召抱え、その指図に任せたとある。

謳歌評説では、①に対し「酒宴遊興に金銀を弊し、百姓を貪り、士の知行高を減じて、返す事なく奪う」ことを「是主将の道にあらざ」と批判し、②に対し「その君の善悪を見んと欲せば、先づその親しむ友を見よと云う事有り。」と、「ばさら」であり、かぶき者の坂部三十郎²⁾との親交を指摘し、③に対し「新参の小侍を憑、彼が下知に随い、然も其作法宜からず、世の笑草となる」という城請取の作法を知る者が家中にいなかったという人材の不足を「畢竟大将の愚より出たる所なり」と昌章の愚を批判している。

すなわち、不行跡の根拠のひとつとして挙げられているのが女色の問題である。これによって文武も学ばず、使った金銀の負担を百姓あるいは家臣の知行を減ずるといふ形で転嫁している。やや時代がくだるが元禄七年には「御家中身代不能成候二付、諸道具等売払可申由」という理由から家中騒動が起こっている³⁾。第一に、「ば

さら」であり、かぶき者の坂部三十郎との親交⁴⁾が挙げられる。ばさら（波婆羅）とは、派手で驕り高ぶって贅沢であること、あるいは乱脈な振る舞いをすることをいう。このようなかぶき者と親交をもつこと自体が問題視されたといえる。第三に人材の不足である。大名改易後の城請け取りは、幕府が当該大名の居城と領地を接収するための要員を選定し、現地にこれを派遣する。要員は、幕府側の人員と接収城地の周辺諸大名から動員される。この行為は武士道上の作法として厳格に遵守された。すなわち、籠城抵抗を示す改易大名の家臣団との折衝、大名領有権に対する尊重、この過程全体にわたる厳格な作法、手続きを踏まえての実行、そして籠城家臣団の名誉ある撤退というあり方は、元和五年（一六一九）の福島正則改易事件を先例として踏襲されていた⁵⁾。こうした作法がどの程度常識として広まっていたのか知る術をもたないが、これは昌章の「文武の両道は夢程も知らず」に起因すると思われる。

このように批判される昌章であるが、「近年奥御詰衆の列加」わり、それによって「行跡を嗜み、人に会合を止めし故に、近年悪事の沙汰なし」と記されている。奥詰衆とは、將軍の日常の生活空間である江戸城本丸御殿奥の一室（山水間）に隔日詰めた人びとである。元禄二年（一六八九）三月二日に松平定重（伊勢国桑名藩一萬石）ら五名が任命されたのが最初で、以後、宝永年間まで計五五名（二名は再任）が補任された。メンバーの性格は一定ではなく、石高では一〇万石以上の大名から万石未満の者まで、かなりの開きがあり、大名嗣子も加わっている。譜代に交じって山内氏や黒田氏・細川氏・鍋島氏など外様も少なくない。その期間もまちまちで、一五年に及んだ者もいれば、わずか数日という者もある⁶⁾。高柳金芳は綱吉の気まぐれによって設けられた側近役職のひとつとし⁷⁾、内藤耻叟は男色の対象としている⁸⁾。『土芥寇讎記』によれば、この昌章は男色を好み、松平定重は「美少人を愛する事、骨髓に徹する故に甚だ弊多」い人物であり、松浦鎮信も「年にも似合、又男ずき」と、このとき六八歳であったが男ずきする人物であった。内藤はこれを参

考にしたのだろうか。

153 毛利駿河守高久（豊後国佐伯藩二万石）

毛利高久は、「愚闇の将」「勇もなく、義もなし」と評される。その理由として、以下の二点が挙げられる。①「緩々として、酒宴遊興を好む。故に、仕置等は、家臣に任す」こと、②「妻女をば南部行信に執り返される」ということである。謳歌評説では②の理由が述べられる。すなわち、「酒宴を好み、色に耽る。剩え妻室を酔い紛れに箒を以って打たれる」ことから「妻女家を出、父行信に、然々と語る故に、返さず」というのである。慌てふためき、「その身立難きに依て、様々家人ども佞びぬれども、承引せず」「離別の分にしたりとて、和談を入」「耻を繕いたり」と記される。貞享三年一二月に結婚し、翌年五月一九日に離別と、わずか半年のことであった⁽⁹⁾。『土芥寇讎記』の「室」の項では、「実は行信方より取り返す」と記されているが、『寛政重修諸家譜』には離縁については触れられてなく、「室は南部信濃守行信が女」と記載されているのみである⁽¹⁰⁾。この離婚を素材に大名の離婚について論じた幕平賢治においても、高久の性格、病気がちで江戸城への登城もままならないこと、日常生活もひどく乱れ、情緒も安定していなかったことが離婚の原因として挙げられている。また、この離婚は、南部家・佐伯毛利家ともに名誉と体面がたつよう、婚礼のさいに「取持」を勤めた旗本に仲介役を頼むなど、穏便に収めようという配慮があったことが指摘され、その「取持」の果たした役割の重要性を指摘している⁽¹¹⁾。色欲に耽ったため離縁をすることとなった大名の例である。

165 宗対馬守義真（対馬国府中藩一〇万石以上格）

宗義真は、「智あるといえども、延慮なき故に、愚に等し」と評される。その「愚」とは、「美女を愛し、甚だ奢り弊あり」、そして「上

に好む所、必ず下これを好む習い。家人色を好む。家老ども、残らず悪所へ通う。故に諸士同じく通う者多し」という点である。謳歌評説ではその理由を「本知二万石というども、一〇万石余の臨時あれば、手前逼迫の念なき故に、奢りある」と記している。郷村帳・国郡絵図・分限帳によつて、正式に一〇万石以上格と公称されたのは元禄一三年のことであるが、それは貿易の収益が見込まれていたからだといわれる⁽¹²⁾。これによつて「延慮」なく、奢りが始まったと批判する。また、美女を寵愛した義真には実子がいなかった。そのため「美女を集て子息あらんことを望にや、既に養子する上は、子の望詮なし」と、義倫を養子としたため、「美女寵愛を止め、且つ又家人の淫乱・不道を停止ありたきなり」と指摘している。これは跡継ぎを得るための美女寵愛は認められているということを示す例であろう。

この義真は年表によると、寛文検地を行つてそれまでの地方知行から蔵米知行とし、公領を均分して百姓に請けさせ、税制を刷新するなど所謂寛文の改革を断行した。これと同時に新田開発、銀山の増産、貿易の振興を図り、また、府中城金石屋形の改修、同棧原屋形の新築、城下の町並整理、府中港の築堤・船江の築造、船越の堀切、佐須奈の開港、釜山の倭館の移転、藩校（小学校）の創設など、画期的な事業を行つている⁽¹³⁾。そして、天和二年八月には、綱吉襲封を賀す朝鮮通信使を江戸まで護行している。義真の「智あるといえども」の評は以上のような行跡を評価してのものといえるであろう。

187 一柳土佐守末朝（播磨国小野藩一万石）

一柳末朝は、「行跡、言語に絶えたり」と評される。その理由として、以下の二点が挙げられる。①「文武共に心掛け、或は神道をも学ぶ。行跡は更に宜からず。自己の発明に慢じ、利根を立て、何とやらん奸曲の気味有て、形儀否らしく見ゆる」と、文武、神道を学

ぶが行跡はよくない。自分の利発さに慢心し、生まれつき利発なことを立てて、よこしまで、容姿や身のこなしがいやらしいということと、②「好色第一にして、美女を寵愛甚だし。近年は男色を好み、河原者、野郎若衆、千弥と云う者を、数百両にて請出し、知行を与へ、侍にして使うが、死したり。その後豊之助と云う野郎に戯れ、是をも過分の金子を出し、請出して、元服させ、出頭し、禄を与える」と、千弥・豊之助という野郎を多額にて召抱えたことである。それによって「旧好の侍には、数年奉公の労を尽せども、賞祿せず」と、長年にわたって仕える侍に対しては賞祿を与えず、「一腹一生の弟猪右衛門とて、手前に有り、公儀勤候を望めども、用いず、蟄居せしむ」と、弟であろうとも、藩政への参加を望んでも用いなかっただというのである。男色という個人的な性愛の嗜好が、政治のなかにまで入り込んだとき、大きな問題（家中騒動等）を引き起こしかねない。これに対して謳歌評説では「評に絶えたり」「此の將の行跡、言語に絶えたり」と批判している。

また、評者は一柳家にも目を向ける。すなわち、「一家の族、一柳監物以前、色欲より事起りて、滅亡す」と、以前この一柳家が色欲によって滅亡したと記す。この「一柳監物」とは伊予国西条藩二万五〇〇〇石直興のことであり、同家は寛文五年（一六六五）に改易となつてゐる（一四）。

一柳監物直興封地二万五千石収公せられ、松平加賀守綱紀にあづけられる。こは寛文元年京女院御所構造の助役命ぜられし時、御移徒の前二度上京の暇給ひしに、二度とも遅参してその期におくれ、こたび参勤の期に及び、病により遅引の事聞え上る書状をもそく呈し、そのうへ参府して、病のさまを諸老臣へもうたへず。且平常家臣并に領民をくるしめ、内寵多く淫行の聞えあればなり。この直興は故の丹波守直重が子にて、寛永十五年十一月朔日初見の礼をとり、正保二年十二月朔日家つぎ、三年十二月三十日従五位下に叙し、大監物と称しけり。しかるに京

都造営のとき、ひそかにおのが所領に下り、遷幸の時居あはせず、ことに近日領民罪なきものを刑する事、三十余人に及べりとて、罪蒙りしとぞ聞えし（『徳川実紀』第四篇、五四三頁）

七月二十九日直興さまに禁裏造営の事うけたまはりて、暇たまはるとき、御普請のはじめをよび御移徒の前、京師に参るべきむね命ぜらるゝのところ、遷幸の、ちにおよびてかの地に至り、且この度病によりて参勤の期遅滞するの書翰延引し、其のち病状をも老中に告ず、しかのみならず、常に封内の政事よからずして、利好色不作法のきこわるにより、所領没収せられ、松平加賀守綱紀にめしあづけらる

（『寛政重修諸家譜』第一〇、一五六頁）

これら幕府の記録によれば、直興は禁裏造営や参勤交代の際の不始末、さらには藩政の弛緩、好色などを理由に改易され、加賀藩前田綱紀に預けられたのである。こうして西条藩は取り潰しとなり、こののち直重の二男（直興の弟）直照が受け継ぐことになった。

（正保二年二月朔日）この日伊予国西条城主一柳丹後守直重が遺領三万石を分て、長子左近直興に二万五千石、二子半弥直照に五千石たまはる

（『徳川実紀』第三篇、四二三頁）

〈直照〉（正保二年二月朔日）父が遺領伊予国宇摩郡のうちにをいて五千石をわかちたまふ

〈直増〉（元禄一六年一〇月二五日）宇摩郡の采地を播磨国美囊郡のうちにつさる

（『寛政重修諸家譜』第一〇、一五六頁）

すなわち、長子直興の改易より早く、正保二年（一六四五）に二男直照が伊予国宇摩郡で五〇〇〇石を分知され旗本となり、これが直増の時期の元禄一六年に播磨国美囊郡に移されている。以後直照家は旗本家として続くことになった。

以上のように酷評され、一族も色欲が一因となって改易となる家

であり、そして自身も元禄一四年（一七〇一）の落書に「むほん人形 一柳土佐」¹⁵⁾と記される末朝であるが、天和二年五月には領民の日常生活と商業行為の禁止事項を定め、切支丹宗門の禁制を密告褒賞法で徹底させている¹⁶⁾。また、年表によると、駿府加番、大番頭、留守居、側役と数々の役職を歴任する大名であったことが知られる。

206 松平佐渡守忠充（伊勢国長島藩一万石）

松平忠充は、「智に似たる愚将」と評される。その理由は、以下の三点が挙げられる。①「身上恰合に過、家人の仕い様、位高過ぎて、士卒迷惑す。忠充通る時は、家士ども頭を地に付、手を突、平伏し、主人を見ず。若し少しも頭高ければ、稠しく呵を得、或は閉門逼塞す」ということ、②「女色・美少人兩様を好み愛す」こと、③「行義強く、人使い宜しからず」ことである。謳歌評説においても「僅一万石の身上にて、頭を地に付さずする事、不相応なり」と、専ら①・③に対する批判が記されている。同様の記述は、

松平佐渡守様兼て御不行跡に御座なられ、女色計にてうたい・酒盛なられ候由。御てかけ四拾人有之内に御ひさうなられ候女八人有之候由。然処に或は小坊主、或は右之女等無調法成事仕出し候へば、其咎には小石川御堀之方に有之長屋残らず籠屋に拵置、其籠屋に召し入れられ候由。或は小刀せめなど遊ばれ候由。

と『元禄世間咄風聞集』¹⁷⁾のなかにもみられる。

元禄一五年（一七〇二）八月二一日、忠充は、右佐渡守儀失心して、親族共議せず、家老用人留守居役父子共、是を殺害に及び候旨、親族より訴るに依て、吟味を遂げられ候処、不届に思し召され、これにより領地これを召し上げられる¹⁸⁾。

と、乱心のため領地を没収されることとなる。その子細については『元禄世間咄風聞集』に詳しい。それによると、先のような不行跡を留守居の朱雀平助が注進したところ閉門となることから事件は始まる。「いか様成咎有之候哉」と問うた御用人大岡九左衛門ともに閉門・切腹を申し付けられることになる。しかし、家老藤田八郎左衛門が切腹を申し付けることができず、それによって三人が切腹となり、大岡九左衛門嫡子六才、二男四才は刺し殺され、朱雀平助嫡子一七才、二男一四才は切腹となった。これを聞いた一門中は寄り合いを開いて相談し、忠充の乱心として刀大小を取り上げ、座牢に入れ、公儀へ達したところ先のような処分となったのである。

もちろん、『土芥寇讎記』の記事と、当時の評判、大名の評価を単純に結びつけることは危うい。しかし、このような悪評は改易と無関係であったとは言い難く、そこに至る片鱗を伝えていると考えられよう¹⁹⁾。

おわりに

本稿では、色欲に耽る大名・酷評される六大名を採りあげ、諸大名の実態を行跡の自身、公儀勤め、世間あるいは後世の評判などをもとに、その人となりと比較・検討してきた。

すなわち、色欲と関係して、①藩財政の圧迫、②かぶき者との親交、③それによって離縁する大名、④家臣の登用・大名―家臣の関係・人材の不足などの問題が引き起こされ、編者の評価の対象となり、酷評される一因となっているといえる。ここでは大名の個人的な性愛の嗜好が、政治的な問題（藩政上の問題）として発展し、大きく関わってくることに注目し、まとめにかえたい。

家臣の登用に関して、「近年は男色を好み、河原者、野郎若衆、千弥という者、数百両にて請け出し、知行を与え、侍にして使う」と、大名の男色が高じて河原者や野郎若衆が登用される事例は、大名との人的関係（肉体的関係）が家臣団のなかで重要な位置を占めてい

することを示す。それは家臣団内の筋目を重視する身分制的秩序を揺さぶり、また、家臣団の能力を重視する官僚制的秩序、あるいはそれによる藩政の合理化と相反する動きを示すことになる。また、大名の不行跡を諫めたことに関わって、藩の重臣が切腹し、そしてそれが藩主乱心によるとした改易となる事例や、有能な家臣の人材不足はともに、大名が文武両道を学ばず、色欲・酒宴遊興に耽るということからおこるとし、それを評者は否定していくことになる。すなわち、色欲が国家の滅亡と関連して否定され、そして色欲にはまさにその危険性を秘めていることを読み取ることができであろう。今回の分析を通し、大名の個人的資質の評価と藩政のあり方（実像）を改めて区別して検討する必要性を痛感した。すなわち、これによって『土芥寇讎記』の編者と一定度の距離が保たれ、その編纂意図と編者の学問・思想的背景が浮かび上がってくると思われるからである。以上たいへん大きな課題を残しながらもここで擱筆したい。

注

- (1) 『秋田県史』(第二巻、近世編上、秋田県、一九五四年)。
- (2) 坂部三十郎廣象。下総国海上・結城郡、下野国芳賀郡のうち五〇〇〇石(『寛政重修諸家譜』第九、三九七頁)。「元禄世間咄風聞集」(長谷川強校注、岩波文庫、一九九四年)に「坂部広象・能勢元之火事場の対立」の風聞がある。
- (3) 『栃木県史』(史料編・近世1、栃木県、一九七四年)。
- (4) 坂部三十郎との親交があり、それを非難されている大名に池田綱政(備前国岡山藩三二万五〇〇〇石)がいる。
- (5) 笠谷和比古「大名改易論」(『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年)。なお、延宝九年越後騒動によって改易となった越後国高田藩の城請け取りについて、拙稿「大名改易における藩領処理―城請け渡し時の文書作成―」(『近世国家権力と公文書システム』仮題、岩田書院掲載予定)を参照のこと。
- (6) 松尾美恵子「大名」(『元禄時代がわかる』AERA MOOK、

- (7) 一九九八年)。
- (8) 「奥詰」(『国史大辞典』)
- (9) 内藤耻叟『徳川十五代史』全六冊(新人物往来社、一九八五、八六年)。
- (10) その後、この妻(幕子)は和泉国陶器藩一万石小出玄蕃重興に嫁すことになるが(『寛政重修諸家譜』第四、一〇八頁)、この家は元禄九年(一六九六)四月九日、養子死亡によって除封となる。幕子は盛岡に帰って暮らし、良縁に恵まれなまま享保一三年(一七二八)八月一九日になくなる。享年五六歳。
- (11) 『寛政重修諸家譜』(第一七、二一〇頁)。
- (12) 幕平賢治「大名の離婚について―佐伯藩主毛利高久と正室幕子の離婚をとおして―」(『歴史』第九九輯、二〇〇三年)では、盛岡藩の家老席執務日誌である「雑書」を中心に婚姻に至るまでから離婚後までの両家の対応等が検討されている。なお、この論文中では『土芥寇讎記』の記述は引用されていない。
- (13) 永留久恵執筆「府中藩」(『藩史大事典』)。
- (14) 前掲注12参照。
- (15) 大石学「寛永期―柳氏の分知について―」(同編『近世国家の権力構造―政治・支配・行政―』岩田書院、二〇〇三年)。
- (16) 長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』(前掲注1参照)。
- (17) 黒田俣正執筆「小野藩」(『藩史大事典』)。
- (18) 前掲注15参照。
- (19) 「元禄宝永珍話」(『続日本随筆大成』別巻・近世風俗見聞集5、吉川弘文館、一九八二年)。
- (20) 大森映子も『土芥寇讎記』を用いて「改易された大名」を検討している(『元禄期の幕政と大名たち』日本放送出版会、一九九九年)。

和暦	西暦	月日	事項
(寛永14)	1637		(生まれる。)
(正保元)	1644	(9.18)	(秋田大地震。)
(正保3)	1646	(8.12)	(家光に御目見え。)
(慶安3)	1650	(3.23)	(久保田5丁目より出火。2000軒焼失。)
(慶安4)	1651		(諸役を銀納制とする。)
承応3	1654	12.26	従四位下、右京大夫に叙任。
(明暦3)	1657	(正.18)	(江戸大火、藩神田上屋敷類焼する。)
(寛文9)	1669	(4.2)	(久保田大火。)
寛文9	1669	12.23(25)	侍従にすすむ。
(寛文11)	1671	(12.18)	(老中稲葉美濃守正則をして父の喪を弔わせたまう。)
寛文12	1672	2.9	家督相続。
(延宝元)	1673	(4.18)	(はじめて領地に行く暇を賜る。)
(延宝元)	1673		(沖口出役銀取立を始める。米1石につき銀1匁。)
(延宝2)	1674	(4.28)	(久保田大火。焼失町数31町・家数1966軒ほか。)
(延宝2)	1674	(10.16)	(本田一免。新田半免の臨時増税を行う。)
(延宝2)	1674	(10.17)	(久保田寺町より出火。焼失町数11町・家数325軒ほか。)
(延宝3)	1675	(11.20)	(藩財政難のため、久保田給人9分の1・在々給人8分の1の知行借上げを行う。)
(延宝4)	1676	(2.)	(大小姓組・歩行組・大番組の新設、藩の職制改革を行う。)
(元禄4)	1691	(9.8)	(久保田大火。火元大町3丁目、焼失町数20町・家数825軒・土蔵58。)
(元禄7)	1694	(5.27)	(山本郡富根・駒形・松山等大地震。倒潰家屋394軒、焼失2132軒、能代の死者300人。)
(元禄8)	1695		(凶作。)
(元禄9)	1696	(5.)	(秋田銀と元禄銀の引替始める。)
(元禄10)	1697	(8.)	(史料編纂のため、御文書所を設立する。)
(元禄11)	1698	(12.9)	(少将にすすむ。)
(元禄12)	1699	(6.20)	(奏者番戸田能登守忠真をして嫡子の喪を弔わせたまう。)
(元禄14)	1701	(2.11)	(新墾の田2万石を弟壱岐守義長に、1万石を姪四郎三郎義都に分ける。)
(元禄16)	1703	(6.14)	(入国の途中病を發し、横手に止宿。)
(元禄16)	1703	(6.23)	(横手において卒す。年67。)
(元禄16)	1703	(7.2)	(奏者番本多彈正少弼忠晴をして賻銀300枚をたまう。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇讎記』の記載に基づく。

和暦	西暦	月日	事項
(寛文8)	1668		(五嶋淡路守盛勝(肥前国福江藩1万2530石)の次男として生まれる。)
(寛文12)	1672	(7.)	(昌能の養子となる。)
寛文12	1672	10.5	家督相続。
延宝3	1675	9.4	家綱に御目見え。
天和元	1681	12.28(27)	従五位下、美作守に叙任。
(天和3)	1683	(11.22)	(真田伊賀信利罪ありて召し預けられる。)
貞享元	1684	6.18	はじめて領地に行く暇を賜る。
貞享2	1685	6.22	出羽国山形から旧領下野国宇都宮に移る。
(貞享4)	1687	(10.16)	(下野国烏山城の城請取役を勤む。)
(元禄2)	1689	(3.2)	(奥詰となる。)
(元禄4)	1691	(5.27)	(奥詰をゆるされる。)
(元禄8)	1695	(4.8)	(宇都宮において卒す。年28。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇離記』の記載に基づく。

【第1班】大名略歴および藩史略年表.xls 153 毛利高久

和暦	西暦	月日	事項
(寛文7)	1667		(豊後国森に生まれる。)久留嶋信濃守通清(豊後国森藩1万2500石)の4男。
天和2	1682	4.朔	高重の養子となる。
天和2	1682	5.(6.22)	家督相続。
(天和2)	1682	(7.11)	(綱吉に御目見え。)
(天和3)	1683	(3.14)	(鈴木甚左衛門が長子甚八郎某、二男朝比奈喜助吉豊が養子作之丞某を召し預けらる。)
天和3	1683	12.4	従五位下、駿河守に叙任。
(貞享3)	1685	(12.)	(盛岡藩南部行信の女を娶る。)
貞享4	1685	5.19	離別。
(元禄元)	1688		(弟助十郎を養子とする。)
(元禄5)	1692	(5.)	(この年を皮切りに、以後正徳期にかけて領内各地で検地を行う。)
(元禄9)	1696	(7.28)	(大風雨、高潮。損毛6900石。)
(元禄12)	1699	(5.13)	(致仕。)
(享保元)	1716	(4.16)	(佐伯において卒す。年50。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇讎記』の記載に基づく。

和暦	西暦	月日	事項
(承応2)	1653		(那須遠江守資弥の長男として生まれる。)
(寛文2)	1662		(正利の養子となる。)
寛文2	1662	6.(9.22)	家督相続。
寛文2	1662	(9.26)	家綱に御目見え、詰衆となる。
(寛文3)	1663	(7.11)	三河国西尾から常陸国下館に移る。このとき3000石加増。(城消失により修築料金5000両賜る。)
(寛文3)	1663	(12.)	(永井右近大夫尚征の女を娶るよう台命を受ける。)
(寛文4)	1664	(4.5)	(領知の御朱印を下される。)
寛文4	1664	12.28	従五位下、兵部少輔を叙任。
(寛文6)	1667	(9.朔)	(下館近郷において強盗を捕縛。賞として家臣等に時服をかづけられる。)
(寛文11)	1671	(3.朔)	(はじめて領地に行く暇を賜る。)
(貞享4)	1687	(10.14)	(那須与一資徳(下野国烏山藩2万石)罪ありて除封。正弥連座して出仕とどめられる。)
(元禄元)	1688	(3.9)	(ゆるされる。)
(元禄元)	1688	(5.4)	(詰衆ゆるされ、帝鑑間に候し、持鎗2本のうち1本を減ぜられる。)
(元禄11)	1698	(4.26)	(もとのごとく2本を用いる。)
(元禄15)	1702	(9.朔)	(封地を伊勢国桑名郡に移され、長嶋城に住す。)
(宝永元)	1704	(5.20)	(江戸において卒す。年52。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇讎記』の記載に基づく。

和暦	西暦	月日	事項
(寛永16)	1639		(生まれる。)
(寛永20)	1643	(8.3)	(家光、家綱に御目見え。)
(正保3)	1646	(5.28)	(あらためて御目見え。)
明暦元	1655	7.(6.21)	従四位下、対馬守(播磨守)に叙任。
明暦3	1657	(12.27)	家督相続。侍従にすすむ(対馬守に改める。)
(万治元)	1658	(6.21)	(はじめて領地に行く暇を賜る。)
(万治2)	1659	(5.)	(朝鮮より硫黄を乞うにより送る。)
(万治2)	1659	(8.)	(大浦権大夫登用、財政改革に当たらせる。)
(万治2)	1659	(12.27)	(府中大火、1078軒焼失。)
(万治3)	1660	(正.27)	(府中火災により1万石をたまう。)
(万治3)	1660		(検地を始め、寛文3年に終わる。家臣の地方知行を蔵米知行に改め、石銀を与えて府中に移住させる。)
(寛文5)	1665	(2.)	(寛文改革の立役所、大浦権大夫処刑。)
(寛文8)	1668		(朝鮮に漂着した阿蘭陀人を請け、長崎に送る。)
(延宝元)	1673		(朝鮮の釜山邸を草梁に移す。)
(天和元)	1681	(5.27)	(綱吉時代初めての入国を賜る。)
(天和2)	1682	(8.27)	(綱吉襲封を賀す朝鮮使を江戸まで護行。)
(貞享2)	1685		(藩校「小学校」を設立。)
(元禄5)	1692	(6.27)	(致仕。)
(元禄5)	1692	(7.19)	(刑部大輔に改める。)
(元禄5)	1692	(10.15)	(府中に行く暇を賜る。)
(元禄7)	1694	(9.29)	(息子義倫卒す。)
(元禄7)	1694	(11.25)	(義倫の弟義方が家督相続。朝鮮通使等のこと、義真が務める。)
(元禄9)	1696	(正.28)	(府中に行く暇を賜る。)
(元禄13)	1700		(対馬藩の貿易制限額を金3万両に改められる。この頃より次第に貿易不調。)
(元禄14)	1701	(9.18)	(朝鮮通使等のこと、義方が務める。義真は後見。)
(元禄15)	1702	(8.7)	(府中において卒す。年64。)
(元禄15)	1702	(8.23)	(奏者番本多弾正少弼忠晴をして賻銀200枚をたまう。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇讎記』の記載に基づく。

和暦	西暦	月日	事項
(慶安2)	1649		(生まれる。)
万治2	1659	(2.7)	家督相続。
(万治2)	1659	(2.13)	(家綱に御目見え。)
寛文元	1661	12.28	従五位下、対馬守。直好と号す。
(寛文4)	1664	(4.5)	(領知の朱印を下さる。)
(寛文9)	1669	(4.21)	はじめて領地にく暇を賜る。
(延宝6)	1678	(5.5)	(駿府加番となる。延宝7. 秋まで。)
天和元	1681	(9.)	土佐守末朝と改める。
(天和2)	1682	(5.)	(領民の日常生活と商業行為の禁止事項を定める。切支丹宗門の禁制を密告褒賞法で徹底させる。)
(貞享4)	1687	(2.3)	(松平理兵衛伊行罪ありて召し預けられ、元禄元。7. 晦ゆるさる。)
(元禄3)	1690	(6.5)	(駿府加番となる。元禄4. 秋まで。)
(元禄5)	1692	(2.23)	(大番の頭となる。)
(元禄15)	1702	(10.28)	(留守居となる。)
(元禄16)	1703	(11.6)	(御側にすすむ。)
(宝永6)	1709	(2.21)	(常憲院殿薨去により、務をゆるされ、柳間に候す。後代々例す。)
(正徳2)	1712	(2.13)	(卒す。年64。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇讎記』の記載に基づく。

和暦	西暦	月日	事項
(慶安4)	1651		(長嶋に生まれる。)
(寛文元)	1661	(5.26)	(家綱に御目見え。)
寛文6	1666	12.27(28)	従五位下、信濃守に叙任。童名求馬、後朝貞と改める。
(寛文8)	1668	(12.28)	長門守と改め、後監物と改める。
貞享2	1685	(10.7)	家督相続。
貞享2	1685	10.21(22)	佐渡守と改める。
(貞享3)	1686	(7.12)	(はじめて領地に行く暇を賜る。)
(元禄元)	1688		(富島新田開発。)
(元禄4)	1691		(福崎・松永・白鷺・太郎地・福井各新田開発する。)
(元禄8)	1695		(加稻九郎治新田開発。)
(元禄10)	1697		(豊崎新田開発。)
(元禄15)	1702	(8.15)	(重役の家臣3人切腹、その子4人を死刑にす。)
(元禄15)	1702	(8.21)	(乱心のため城地没収。)
(享保14)	1729	(12.4)	(卒す。年79。)

注 カッコ内は『寛政重修諸家譜』『藩史大事典』『三百藩藩主人名事典』より補訂。ゴシックは『土芥寇讎記』の記載に基づく。